

航空機の搭載装備品の高度化に関する技術協力の推進に係る取決め

警察庁（以下「甲」という。）と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「乙」という。）は、航空機の搭載装備品の高度化に関する技術協力（以下「技術協力」という。）を推進することについて、次のとおり取決めに締結する。

2018年 5月31日

警察庁丙地発第8号
18航事推起案0529001

警察庁生活安全局長

山下 史雄



国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
航空技術部門長

佐野 久



（目的）

第1条 本取決めは、警察用航空機により安全かつ効率的な運航に資する航空機の搭載装備品の高度化に関する技術協力の推進について必要な事項を定めることを目的とする。

（技術協力）

第2条 乙は、甲の協力の下、第1条の目的を達成するための技術開発を行う。

（技術協力の項目）

第3条 技術協力の項目については、甲及び乙の担当部局において協議の上定めるものとする。

2 甲及び乙は必要に応じて、前項の規定に基づき定める技術協力の項目ご

とに目的、内容、技術情報の利用・開示、成果の取扱い、その他必要事項等について定めるとともに、必要な情報の共有に努めるものとする。

(取決めの変更)

第4条 この取決めに必要な変更が生じたときは、甲及び乙の合意により変更することができる。

(疑義の解決等)

第5条 この取決めに定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この取決めの締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙各1通を保有する。